

# 指定製品の判断基準に基づく 表示事項について(案)

平成26年6月27日

経済産業省製造産業局化学物質管理課

オゾン層保護等推進室

# 1. 指定製品判断基準に基づく表示事項について

- 指定製品の判断の基準に基づく法定表示は、製品の購入者に対して当該製品に使用されるフロン類等の環境影響度に関する情報を提供することにより、低GWP・ノンフロン製品の購入を促すため、指定製品製造業者等に対して、その指定製品について表示すべき事項を定めるもの。
- 具体的には以下の事項を原則として、表示事項として指定製品ごとに、当該指定製品の目標値及び目標年度等を定め、表示にあたって遵守すべき事項として、当該指定製品の特徴に応じて定めてはどうか。
- また、この表示はカタログの改定等に一定の時間を要することから、指定製品の判断基準の施行の日から6ヶ月が経過した日から適用することとしてはどうか。

## 表示事項

- (1) 当該指定製品の目標値・目標年度
- (2) 当該製品に使用されるフロン類等(いわゆる自然冷媒、HFO等も含む。)の種類、数量、GWP値
- (3) 当該製品の形名・製造事業者等の氏名又は名称

## 遵守事項及び表示事項の原則

- (1) 当該指定製品の目標値・目標年度については、当該製品の「カタログ」に記載することとする。
- (2) 当該製品に使用されるフロン類等の種類・数量・GWP値及び形名・製造事業者等の氏名又は名称については、「本体」に記載する。また、これらの事項についてはカタログにも記載すること。
- (3) フロン類等の種類については、原則として「HFC-〇〇」と表記する。ただし、冷媒として使用されるものについてはR番号で表記されることが一般的であることから「R〇〇」の表記についても可能とする。また、自然冷媒やHFO等のフロン類以外の物質に転換した場合も、その種類等(CO<sub>2</sub>(R744)、アンモニア(R717)、HFO1234yf(R1234yf)など)を表示する(HFCとHFOの混合冷媒なども同様)。
- (4) インターネットによる情報提供が一般的となっていることから、指定製品製造事業者等は、当該事業者のホームページにおいて、表示事項を記載した当該製品のカタログ等を掲載するよう努める。
- (5) 他法令において表示が義務づけられ、重複事項がある場合、本法による表示を兼ねることができるものとする。

## 2. 指定製品ごとの表示事項等の一覧

指定製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項	その他遵守事項
家庭用エアコンディショナー	①使用するフロン類等の種類、数量及びGWP値 ②品名及び形名 ③製造業者等の氏名又は名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体への表示事項</li> <li>・目標値及び目標年度</li> </ul>	・フロン類等の数量は、JIS C 9612に規定する単位で表示(キログラム(ただし、1kg未満の場合はグラムでも可))
店舗・オフィス用エアコンディショナー			・フロン類等の数量は、JIS B 8616に規定する単位で表示(キログラム(ただし、1kg未満の場合はグラムでも可))
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット	②品名及び形名 ③製造業者等の氏名又は名称		・フロン類等の数量の単位は、キログラムで表示(ただし、1kg未満の場合はグラムでも可)
中央方式冷凍冷蔵機器	※改正法第87条に基づく表示により、上記①及びみだり放出の禁止等が記載される。		・フロン類等の数量の単位は、キログラムで表示(ただし、1kg未満の場合はグラムでも可)
自動車用エアコンディショナー			・フロン類等の数量の単位は、グラムで表示
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材	・上記①～③の事項 ・当該製品が住宅建築材料用である旨		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体への表示は、当該製品を輸送・保管するための容器に記載すること。</li> <li>・フロン類等の数量は、当該製品に含有される割合を百分率で表示すること。</li> </ul>
ダストブロワー	・上記①～③の事項 ・目標値及び目標年度		・フロン類等の数量の単位は、グラムで表示

※自動車用エアコンディショナーの「品名及び形名」は「当該製品が搭載される乗用自動車の車名及び型式」、「製造業者等の氏名又は名称」は「当該製品が搭載される乗用自動車の製造業者等の氏名又は名称」とする。

※CO2やHFOなどのフロン法に定めるフロン類(CFC、HCFC、HFC)以外を使用する場合は、改正法87条に基づく表示は不要。

# 【参考】指定製品ごとの表示事項のイメージ①

## 家庭用エアコンの表示イメージ

**本体表示 (室内機)**

**本体表示 (室外機)**

製品名

ガス種

・GWP値(見える化表示からの代替)  
・みだり放出禁止

製造事業者等の名称

**カタログ表示**

冷暖房時 20 豊程度

室外ユニット [REDACTED]  
室内 単相 200V<sup>Ⓢ</sup>

(JISC 9612:2013) 期間消費電力量 2,020 kWh★

(JISC 9612:2013) 省エネ基準達成率 118%

使用冷媒種・GWP値を追記

フロン法 目標値(GWP値): 750以下  
目標年度: 2018

目標値・目標年度を追記

R32使用(GWP675)

※みだり放出禁止に関する表示は機器の取扱の注意事項等と併記して、包括的に記載。

## コンデensingユニットの表示イメージ

**本体表示**

現行法に基づく表示

製品名

ガス種 (GWP値)

形式

数量を追記

製造事業者等の名称

**カタログ表示**

「仕様表」等に製品名・形式・ガス種(GWP値)数量等を追記

フロン法 目標値(GWP値): 1500以下  
目標年度: 2025

目標値・目標年度を上記表に追記

※みだり放出禁止に関する表示は機器の取扱の注意事項等と併記して、包括的に記載。

# 【参考】指定製品ごとの表示事項のイメージ②

## 自動車用エアコンディショナーの表示イメージ

### 本体表示



AIR CONDITIONER SYSTEM  
**HFC-134a** 冷媒封入量: 750±259 T6A AH  
 ラジエーター液交換時  
 この車には、リサイクル  
 冷却水の交換・補充は  
 従って作業を行なつてく

・冷媒種、使用量(GWP値を追記)  
 ・みだり放出禁止

車名



・型式  
 ・製造事業者等の名称



### カタログ表示

車両型式	型式	
車両仕様	エンジン	総排気量
	燃料	燃費
駆動装置	駆動方式	
	変速機	
燃料消費率	参考	CO2排出量 (国土交通省審査値) km/L
		CO2排出量 g/km
	主要燃費改善対策	可変バルブタイミング
		アイドリングストップ装置
		電動パワーステアリング
環境情報	排出ガス	認定レベルまたは適合規制 (国土交通省)
		CO
		NMHC * 10
		NOx
車外騒音	適合騒音規制レベル	dB(A)
エアコン冷媒使用量 (冷媒の種類)	g	470 (代替フロンHFC-134a)
環境負荷物質削減	鉛	目標値・目標年度を追記
	水銀	目工会自主目標達成 (1996年比1/10以下)
	カドミウム	
車室内VOC * 11	六価クロム	目工会自主目標達成
	リサイクル	TCAP * 12

・型式  
 ・製造事業者等の名称

・冷媒種、使用量(GWP値を追記)

目標値・目標年度を追記

※みだり放出禁止に関する表示は機器の取扱の注意事項等と併記して、包括的に記載。

# 【参考】指定製品ごとの表示事項のイメージ③

## 硬質ウレタンフォームを用いた断熱材の表示イメージ

### 本体表示

ガス種・GWP値を追記

品名

内容量

製造事業者等の名称

住宅建築材料用であることを追記

### カタログ表示

品名	発泡剤	難燃性	JIS A 9526-2006種別	用途
■	HFC	難燃材料相当※1 難燃3級相当※2	B種1	一般建築物結露防止
■	HFC	難燃2級相当※2	B種1	一般建築物結露防止
■	HFC	JIS A 9526合格	B種1、B種2	冷凍・冷蔵倉庫断熱、 木造戸建て住宅

※1:建築基準法施工令第6号による「難燃材料」評価試験に合格。  
※2:JIS A 1321による

フロン類の種類、数量、GWP値、目標値及び目標年を追記

住宅建築材料用であることを追記

## ダストブローの表示イメージ

### 本体表示

HFC-152aの製品

CO2・DMEの製品

製品名

形式・内容量

ガス種

目標値・目標年度を追記

ノンフロンマーク

※指定製品対象外となる、不燃性用途限定の製品についてはその旨を記載

### カタログ表示

品名および形名

フロン類の種類、数量、GWP値、目標値及び目標年を追記

フロンに関する事項	
フロン類の種類	HFC152a
数量	125g
GWP値	〇〇
目標値	〇〇
目標年度	〇〇〇〇年